

監査の結果に基づく措置状況について

平成29年度会計に係る監査の結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定によりその内容を公表する。

令和元年6月18日

新潟県監査委員 栗山和廣
 新潟県監査委員 小林一大
 新潟県監査委員 高倉 栄
 新潟県監査委員 高橋 猛

平成29年度会計 財政的援助団体等に係る監査		
監査の種別	措置の内容	
部局名	監査の結果	
土木部	<p>【新潟県住宅供給公社】</p> <p>退職手当について、準用する県職員の退職手当に関する条例が改正されていたにもかかわらず、改正前の条例の支給割合を適用したため、過支給となったものが1件453,526円あった。 例規の確認を徹底されたい。</p>	<p>新潟県住宅供給公社においては、県の例規の改正状況について、これまで以上に確認を徹底するほか、職員に対し、コンプライアンスの徹底について研修を行うなど、意識改革の徹底を図った旨、同公社から再発防止策の報告を受け確認しております。</p>
	<p>【紫雲寺記念公園プロモーションパートナー】</p> <p>平成29年度年間事業報告書における事業費の執行状況について、計上漏れや計算誤りが多数見受けられた。 県の所管課と協議の上、提出済みの事業報告書について必要な訂正等を行われたい。</p>	<p>紫雲寺記念公園プロモーションパートナーに対して、平成29年度年間事業報告書における事業費の執行状況について訂正を指示し、その内容が適正であることを確認しました。 所管課である都市整備課においては、紫雲寺記念公園プロモーションパートナーに対して、適正な報告が行われるよう指導してまいります。</p>